

令和 5 年 10 月から本格導入されたインボイス制度により、免税事業者である小規模事業者や個人事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることが起こっています。インボイス発行事業者として登録した場合には、消費税の申告・納付義務が生じるため、新たに税負担と複雑な経理事務の二重の負担を強いられることとなり、事業継続への大きな障害となっています。

制度導入から 2 年が経過いたしましたが、現場からは、売上の減少、税負担の増加、そして経理事務の煩雑化によって経営状況が悪化しているとの切実な声が相次いでおります。政府は一定の支援措置を講じてはいるものの、実際には、こうした支援が小規模事業者の実情に見合った効果を発揮しているとは言い難い状況です。

加えて、近年のエネルギー価格や原材料費の高騰、人手不足といった外的要因も重なり、小規模事業者の経営環境は一層厳しさを増しております。さらに、電子帳簿保存法によって契約書などを一定の形式で保存する義務も課され、これが事務負担をさらに大きくしているとの指摘もございます。

こうした実情を総合的に勘案すれば、もはや支援策の拡充だけでは対応しきれず、小規模事業者の経営を守り、地域経済を持続的に支えるためには、インボイス制度そのものを廃止することが最も現実的かつ有効な手立てであると考えます。

以上、国に対して制度の見直しと廃止を強く求めるものであります。